

JHF 事故調査員規程

制定 2008年3月5日 理事会
改正 2018年8月30日 理事会

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下「JHF」という)の定款第4条第1項(2)に定める事故防止と安全確保事業の為に、事故調査員制度を制定し、全国に事故調査員を設けることで、事故調査の即応性と正確性を確保することを目的としこの規程を定める。

(名称)

第2条 本規程により事故調査を委託された者を、JHF 事故調査員という。

(事故調査員の任命)

第3条 事故調査員は安全性委員会が推薦し、会長が委託する。

2 前項の規定にかかわらず教員検定員の資格を有する者は事故調査員を兼任する。

3 事故調査員でカバー出来ない地域で発生した事故については安全性委員会、事故調査員が協力して事故調査手段を検討し実施する。

(事故調査員の任期)

第4条 第3条第1項に定める事故調査員の任期は原則3年とし、再任を妨げない。

(事故調査員の役務)

第5条 事故調査員は以下の役務を負う

- (1) 事故調査員の近隣地域で事故が起きた場合、調査可能な範囲においてすべての事故情報を収集し事故報告を行う。または、当該事故エリアの管理者、責任者、教員に事故報告の提出を依頼し、経過の確認を行う。
- (2) 安全性委員会から重大事故(死亡事故、社会的に影響が大きいと判断される事故)の調査依頼を受けた場合、現地での事故調査活動を行い、JHF 事故調査報告書(既定の書式)を作成し、提出する。
- (3) 事故調査についての詳細は安全性委員会ホームページによる。
ア 報告システム 全ての事故を対象とする。
イ 事故調査報告書 重大事故(死亡事故、社会的に影響が大きいと判断される事故)

(事故調査の費用)

第6条 安全性委員会が承認した場合、JHF の規定に基づき交通費、日当、報告書作成費用、調査活動に必要とされる諸経費が支払われる。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は2008年3月5日から実施する。

本規程の改正は2018年8月30日から実施する。